

資料8-1-1 袋井市の気象に関する資料

気象概況

(令和7年：危機管理課)

年月	気温			平均 相対湿度 (%)	降水量 (mm)	平均 風速 (m/s)	風向 (最多)	最大 風速 (m/s)	日照 時間 (時間)
	平均 (℃)	最高 (℃)	最低 (℃)						
令和7年	17.7	38.8	-1.6	72.0	1,373.5	17.8	西北西	30.8	2,471.6
1月	6.7	16.2	-1.3	56.3	33.5	4.9	西	22.0	235.4
2月	5.8	16.9	-1.6	52.8	20.5	5.8	西	26.8	223.5
3月	11.7	24.0	2.7	66.2	101.0	4.7	西	19.6	191.3
4月	15.8	25.1	6.7	71.0	161.5	4.0	西	30.8	204.8
5月	19.5	27.0	10.3	75.9	241.0	3.9	西	19.0	137.3
6月	24.6	34.6	15.1	81.8	209.5	3.5	南南西	16.5	208.5
7月	28.0	36.9	22.4	83.9	72.5	3.1	南南西	16.8	293.5
8月	29.1	38.8	23.9	82.3	32.0	3.8	南南西	18.9	275.3
9月	27.0	36.2	17.8	80.2	354.5	3.2	南西	18.3	198.8
10月	20.7	31.6	11.0	79.1	87.0	3.2	東北東	21.3	101.6
11月	13.6	23.0	3.8	70.0	11.5	3.3	北北東	22.5	200.2
12月	9.9	21.1	-1.1	64.5	49.0	4.4	西	22.0	201.4

出典：危機管理課（観測地点：袋井市役所）

日照時間は気象庁磐田地域気象観測所の観測値

資料8-1-2 浜岡原子力発電所における原子力災害対策重点区域

1 予防的防護措置を準備する区域(PAZ)

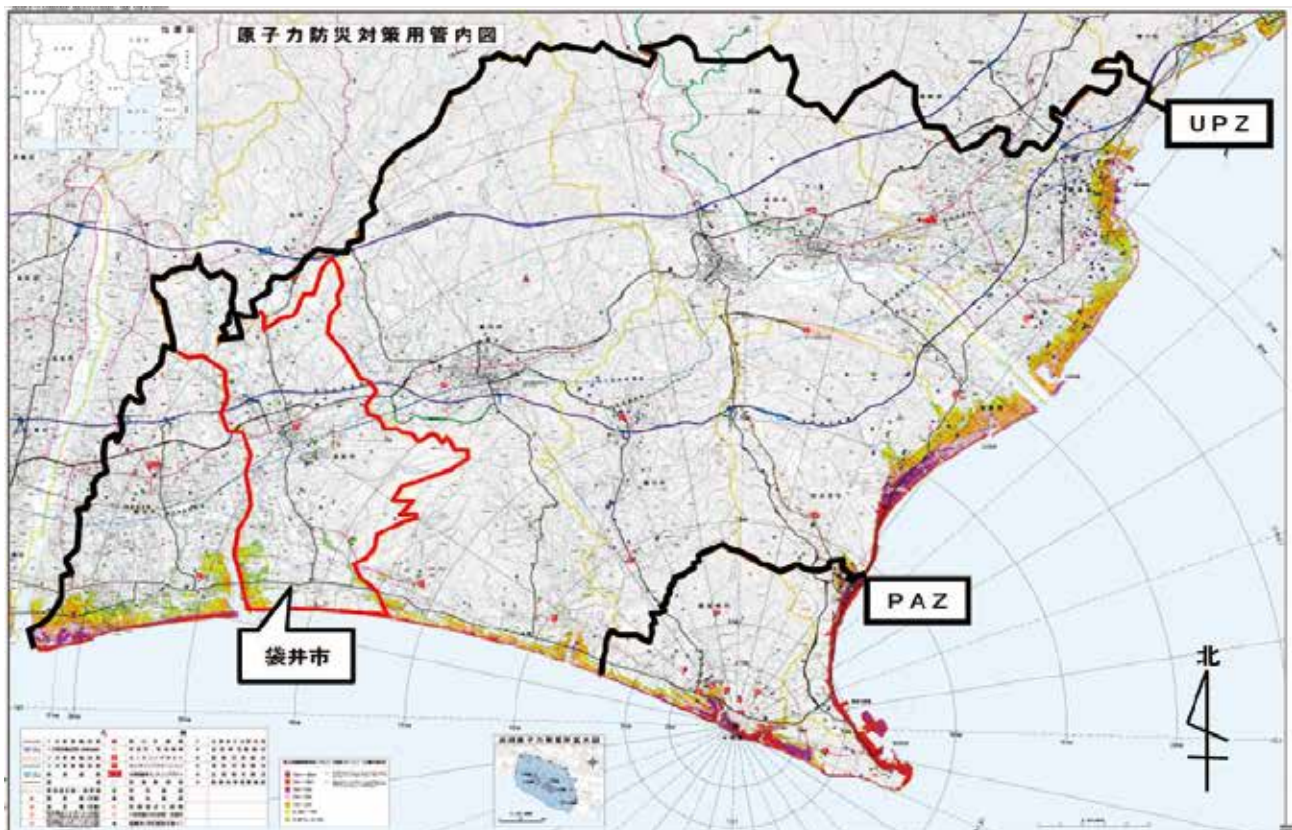
市名	地区等
御前崎市	全域
牧之原市	地頭方、落居、笠名、堀野新田、新庄、遠渡、須々木、鬼女新田、波津、相良、福岡、大沢

2 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)

市町名	地区等
牧之原市	地頭方、落居、笠名、堀野新田、新庄、遠渡、須々木、鬼女新田、波津、相良、福岡、大沢を除く全域
菊川市	全域
掛川市	全域
吉田町	全域
袋井市	全域
焼津市	全域
藤枝市	藤枝、青島、高洲、大洲、西益津、稲葉
島田市	旧島田市のうち、犬間、小川、中平、二俣、白井、大森、西向、大平を除いた全域、旧金谷町の全域
森町	牛飼、市場、下飯田、中飯田、上飯田、東組、西組、城北、若宮、梶ヶ谷、鴨谷、南戸綿
磐田市	見付地区、今之浦地区、中泉地区、天竜地区、西貝地区、大藤地区のうち第1区から第5区、向笠地区、御厨地区、南御厨地区、長野地区、田原地区、於保地区、福田東地区、福田西地区、福田南地区、福田中島地区、福田西部地区、福田北部地区、豊浜地区、竜洋西地区のうち金洗、竜洋東地区、竜洋北地区のうち平間、ニュータウン、あおば、富岡西地区のうち上気賀、勾坂下、気賀東、加茂東、加茂川原、豊田東地区、井通地区のうち上万能、一言里、一言北原、一言エクレー、一言南原、青城地区のうち中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷

(静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻)

◆ 原子力災害対策重点区域図



資料8-1-3 自治会別の発電所からの方位・距離、世帯、人口に関する資料

1 浜岡原子力発電所から距離別の人口(令和7年4月1日現在)

範囲	～5km	5～10km	10～20km	30～31km	総人口
人口(人)	-	-	5,745	81,890	87,635

2 自治会毎の人口構成(令和7年4月1日現在)

自治区等の名称	発電所からの距離	方位	避難単位	人口等(総数)				要配慮者等(人)					避難行動要支援者(人)	年齢別人口(人)				
				世帯数	男	女	計	0～6歳未満就学児	妊婦	高齢者75歳以上	障害者	外国人		3歳未満	3歳～7歳未満	7歳～13歳未満	13歳～40歳未満	40歳以上
菩提	20km圏	北西	4	236	360	362	722	52	1	93	28	5	1	21	45	66	185	405
法多	20km圏	北西	4	89	121	116	237	8	1	52	13	3	2	3	5	8	57	164
西通	31km圏	北西	4	120	117	114	231	1	0	35	12	17	2	1	1	12	57	160
東通	31km圏	北西	4	174	169	172	341	13	1	70	21	24	1	7	6	9	102	217
掛之上	31km圏	北西	4	204	220	234	454	11	1	91	26	6	5	7	4	21	98	324
大門一丁目	31km圏	北西	4	97	115	102	217	8	0	37	18	10	1	6	5	8	54	144
大門二丁目	31km圏	北西	4	138	151	123	274	7	3	31	9	29	0	2	6	13	82	171
大門三丁目	31km圏	北西	4	150	171	162	333	6	2	62	17	11	1	2	5	21	87	218
大門五丁目	31km圏	北西	4	211	257	260	517	16	0	42	15	16	3	10	7	27	177	296
宝野	31km圏	北西	4	455	600	580	1,180	106	5	124	40	34	0	50	79	92	369	590
大通	31km圏	北西	4	57	59	57	116	0	0	39	4	2	0	0	0	1	20	95
神長中	31km圏	北西	4	279	363	349	712	21	1	92	38	11	10	9	16	40	198	449
神長北	31km圏	北西	4	164	215	221	436	21	0	43	26	1	11	8	15	27	115	271
上石野	31km圏	北西	4	890	1,003	917	1,920	128	15	90	41	19	3	70	80	135	749	886
祢宜弥	31km圏	北西	4	654	611	604	1,215	111	13	38	26	30	2	66	51	49	539	510
下石野	31km圏	北西	4	67	106	97	203	20	0	16	7	0	1	7	15	20	66	95
山田川	31km圏	北西	4	240	313	274	587	31	1	51	22	26	2	11	26	36	173	341
小野田	31km圏	北西	4	523	710	753	1,463	82	4	145	51	50	6	35	77	132	462	757
寺前	31km圏	北西	4	86	77	81	158	2	0	22	5	5	0	1	1	6	44	106
新町	31km圏	北西	5	132	142	141	283	4	0	75	12	9	2	2	3	3	56	219
本町	31km圏	北西	5	120	149	140	289	5	2	61	13	5	0	3	5	10	61	210
永楽町	31km圏	北西	5	85	86	75	161	5	0	23	10	6	1	2	5	6	29	119
方丈中	31km圏	北西	5	239	240	185	425	25	1	39	16	79	3	14	14	14	142	241
方丈西	31km圏	北西	5	87	90	84	174	5	0	35	7	15	0	3	5	4	50	112
方丈東	31km圏	北西	5	273	301	264	565	23	2	80	23	55	2	14	15	26	169	341
方丈北	31km圏	北西	5	103	86	103	189	5	0	33	12	31	1	1	6	10	49	123
方丈南	31km圏	北西	5	163	187	181	368	22	1	56	15	19	2	15	9	14	128	202
鷺巣上	31km圏	北西	6	287	387	310	697	31	1	61	36	68	3	11	24	49	208	405
鷺巣下	31km圏	北西	6	455	519	572	1,091	58	10	125	33	109	5	31	43	70	379	568
可睡	31km圏	北西	6	206	203	194	397	21	1	101	27	34	3	8	15	21	86	267
上久能	31km圏	北西	6	712	820	807	1,627	118	16	130	50	227	1	66	67	96	631	767
中久能	31km圏	北西	6	357	456	480	936	34	3	83	33	127	5	16	31	103	297	489
下久能	31km圏	北西	6	152	165	173	338	15	1	45	11	49	3	8	8	18	133	171
山科上	31km圏	北西	6	322	363	343	706	51	7	67	23	86	2	27	27	36	300	316
山科下	31km圏	北西	6	164	220	210	430	18	0	27	11	18	2	4	21	54	142	209
北町	31km圏	北西	6	159	221	216	437	6	0	90	22	0	1	4	7	16	112	298
天神町	31km圏	北西	6	368	488	479	967	34	1	59	31	69	4	14	28	52	333	540
堀越上	31km圏	北西	6	813	1,018	1,043	2,061	173	12	182	69	114	11	82	128	171	687	993
堀越中	31km圏	北西	6	88	100	103	203	9	0	25	20	130	3	4	10	22	60	107
堀越一丁目	31km圏	北西	6	208	229	197	426	14	3	52	17	42	2	9	6	7	160	244
堀越二丁目	31km圏	北西	6	213	250	244	494	11	1	40	14	14	0	6	6	29	167	286
堀越三丁目	31km圏	北西	6	294	321	317	638	47	3	26	17	77	1	28	25	51	261	273
堀越五丁目	31km圏	北西	6	246	242	253	495	19	3	38	23	62	2	10	12	31	158	284
田町	31km圏	北西	6	390	431	394	825	38	7	100	41	92	7	23	20	51	236	495
葵町	31km圏	北西	6	379	416	396	812	34	3	113	35	113	3	16	22	43	232	499
泉町	31km圏	北西	6	299	312	317	629	32	1	79	28	120	1	15	23	42	209	340
旭町	31km圏	北西	6	529	498	524	1,022	41	4	149	45	143	6	21	27	39	293	642
上貫名	31km圏	北西	6	251	259	247	506	15	2	98	62	5	3	9	11	18	99	369
下貫名	31km圏	北西	6	319	379	364	743	21	1	125	37	59	5	7	17	34	190	495
新屋	31km圏	北西	6	331	364	364	728	26	4	109	40	42	3	14	18	23	228	445
久津部西	31km圏	北西	6	288	344	305	649	28	0	88	28	86	4	10	27	30	206	376
久津部東	31km圏	北西	6	165	207	206	413	11	1	77	18	14	3	6	11	21	106	269
久津部北	31km圏	北西	6	219	191	151	342	23	6	7	16	245	0	15	9	15	189	114
名栗北原川	31km圏	北西	6	157	202	203	405	12	0	68	19	12	1	7	9	22	105	262
不入斗	31km圏	北西	6	87	130	104	234	4	0	38	15	9	1	2	3	13	70	146

自治区等の 名称	発電所 からの 距離	方位	避難 単位	人口等 (総数)				要配慮者等 (人)					避難 行動 要支 援者 (人)	年齢別人口 (人)				
				世帯 数	男	女	計	0～6 歳 未就 学児	妊婦	高齢 者 75歳 以上	障害 者	外国 人		3歳未 満	3歳～ 7歳未 満	7歳～ 13歳未 満	13歳 ～40 歳未 満	40歳 以上
菅ヶ谷	31km圏	北西	6	97	132	136	268	7	2	54	12	2	1	1	10	11	56	190
村松下	31km圏	北西	6	197	212	196	408	8	1	73	31	50	9	3	6	13	91	295
村松上	31km圏	北西	6	98	134	136	270	10	0	58	14	0	4	4	6	13	61	186
村松西	31km圏	北西	6	286	321	309	630	20	1	100	22	26	3	9	17	27	161	416
深見北	31km圏	北西	7	71	99	97	196	9	0	37	12	2	0	3	8	15	38	132
深見南	31km圏	北西	7	52	70	68	138	8	0	28	11	0	0	2	7	4	29	96
深見東	31km圏	北西	7	191	255	221	476	12	3	69	24	24	0	4	12	25	135	300
延久	31km圏	北西	7	300	363	374	737	15	1	87	31	63	9	6	13	55	227	436
徳光	31km圏	北西	7	239	246	189	435	11	4	44	13	50	1	6	6	13	177	233
太田	31km圏	北西	7	343	467	447	914	27	2	122	39	55	5	9	27	48	238	592
太田西	31km圏	北西	7	94	86	68	154	9	1	16	16	70	0	3	7	12	60	72
太田東	31km圏	北西	7	42	58	53	111	2	0	15	6	2	0	1	1	4	31	74
上町	31km圏	北西	7	321	377	379	756	45	2	116	34	31	3	16	37	73	196	434
中町	31km圏	北西	7	180	272	266	538	52	7	35	17	7	1	19	47	73	168	231
下町	31km圏	北西	7	506	653	686	1,339	63	3	150	38	18	6	34	40	71	427	767
入古	31km圏	北西	7	146	189	190	379	21	2	60	19	12	4	6	26	18	91	238
金屋敷	31km圏	北西	7	40	55	53	108	0	0	36	4	0	2	0	0	2	17	89
沖山梨	31km圏	北西	7	101	141	122	263	11	0	37	12	24	1	4	9	17	71	162
月見町	31km圏	北西	7	199	220	213	433	20	2	66	33	75	5	9	13	27	127	257
下山梨上	31km圏	北西	7	304	360	363	723	35	3	114	33	36	8	12	33	34	196	448
下山梨下	31km圏	北西	7	525	583	609	1,192	74	7	161	51	76	4	45	38	75	370	664
平宇	31km圏	北西	7	272	321	296	617	23	1	86	21	29	2	8	21	37	165	386
春岡	31km圏	北西	7	1,005	1,382	1,365	2,747	174	11	210	79	65	11	66	143	250	928	1360
一色	31km圏	北西	7	143	170	169	339	13	0	45	21	38	7	4	11	12	99	213
宇刈三沢	31km圏	北西	7	281	333	340	673	17	1	129	36	13	3	8	17	30	156	462
馬ヶ谷	31km圏	北西	7	83	112	109	221	12	0	37	13	1	1	4	8	14	47	148
中村	31km圏	北西	7	63	78	86	164	6	0	35	6	4	0	1	8	12	35	108
大日	31km圏	北西	7	98	119	123	242	6	1	55	15	10	1	3	5	9	47	178
可睡の杜南	31km圏	北西	7	299	394	408	802	17	2	87	21	4	1	7	16	41	213	525
可睡の杜北	31km圏	北西	7	327	544	510	1,054	57	4	41	15	6	0	27	50	113	339	525
見取	31km圏	北西	8	212	296	281	577	14	0	108	33	18	0	6	11	30	132	398
大谷	31km圏	北西	8	134	189	176	365	14	0	69	17	9	5	3	16	24	63	259
友永	31km圏	北西	8	137	185	197	382	21	0	60	20	16	3	11	13	12	116	230
萱間	31km圏	北西	8	284	367	374	741	17	3	124	42	10	3	5	18	46	179	493
川会	31km圏	北西	8	129	164	177	341	8	0	86	17	2	1	2	8	9	70	252
山田	31km圏	北西	8	127	175	163	338	10	1	62	17	7	1	6	6	13	63	250
西区	20km圏	西北西	2	111	143	147	290	8	0	81	12	3	3	5	5	13	60	207
上区	20km圏	西北西	2	106	161	145	306	12	3	58	12	2	1	6	6	18	76	200
東区	20km圏	西北西	2	42	54	48	102	3	0	17	0	6	0	1	3	7	17	74
下区	20km圏	西北西	2	53	74	79	153	6	0	44	7	0	0	3	3	9	35	103
南区	20km圏	西北西	2	193	207	213	420	10	1	90	31	33	1	4	10	26	86	294
三沢	20km圏	西北西	2	159	199	202	401	20	1	85	33	8	4	8	16	26	98	253
三輪	20km圏	西北西	2	117	191	166	357	8	2	65	15	13	0	4	8	20	78	247
柏木	20km圏	西北西	2	43	62	66	128	0	0	30	9	0	0	0	0	10	30	88
梅山	20km圏	西北西	1	330	427	444	871	17	0	181	44	37	6	9	12	44	182	624
中新田	20km圏	西北西	1	158	191	180	371	5	1	72	15	41	5	3	3	13	99	253
大野	20km圏	西北西	1	189	250	244	494	16	1	102	25	20	2	7	12	21	106	348
東同笠	20km圏	西北西	1	231	277	239	516	9	0	101	22	62	2	4	6	17	140	349
西同笠	20km圏	西北西	1	153	204	173	377	5	0	61	18	28	0	2	4	21	92	258
五十岡	31km圏	西北西	2	77	83	97	180	1	1	38	12	13	1	0	1	11	43	125
新堀	31km圏	西北西	1	181	250	248	498	12	0	31	25	32	3	8	4	27	161	298
松原	31km圏	西北西	1	380	495	452	947	42	2	119	36	76	2	22	29	50	251	595
初越	31km圏	西北西	1	39	53	53	106	2	0	23	6	9	0	1	1	5	16	83
太郎助	31km圏	西北西	1	149	185	175	360	12	0	53	20	64	5	7	8	22	103	220
湊東	31km圏	西北西	1	298	342	314	656	29	2	104	35	54	2	14	21	28	190	403
湊中	31km圏	西北西	1	181	196	166	362	11	0	75	17	47	2	6	6	13	98	239
湊西	31km圏	西北西	1	125	134	126	260	11	0	46	11	11	0	8	4	8	58	182
横井	31km圏	西北西	7	189	189	131	320	14	0	34	37	27	3	9	7	10	98	196
小山	31km圏	西北西	7	222	254	256	510	27	1	105	35	28	5	13	19	16	125	337
川井東	31km圏	西北西	5	278	313	341	654	39	4	123	33	15	3	14	32	28	153	427
川井中	31km圏	西北西	5	114	138	136	274	4	0	51	11	2	1	1	5	13	73	182
川井西第一	31km圏	西北西	5	579	594	567	1,161	54	10	117	47	53	9	35	22	53	419	632

自治区等の名称	発電所からの距離	方位	避難単位	人口等（総数）				要配慮者等（人）					避難行動要支援者（人）	年齢別人口（人）				
				世帯数	男	女	計	0～6歳未就学児	妊婦	高齢者75歳以上	障害者	外国人		3歳未満	3歳～7歳未満	7歳～13歳未満	13歳～40歳未満	40歳以上
川井西第二	31km圏	西北西	5	513	563	479	1,042	57	3	93	49	105	6	28	35	44	353	582
木原	31km圏	西北西	5	253	319	308	627	29	2	75	19	44	2	17	19	29	198	364
土橋	31km圏	西北西	5	220	253	244	497	34	3	59	18	71	1	19	18	32	181	247
西田	31km圏	西北西	5	185	191	167	358	19	4	48	14	23	2	9	12	27	106	204
上新池	31km圏	西北西	5	240	302	279	581	39	3	67	28	40	3	19	28	38	219	277
下新池	31km圏	西北西	5	358	548	529	1,077	70	4	75	35	44	3	27	59	113	375	503
松袋井	31km圏	西北西	5	91	127	114	241	5	0	45	8	18	3	2	4	8	57	170
彦島	31km圏	西北西	5	82	98	70	168	3	1	31	7	30	1	2	1	7	55	103
栄町	31km圏	西北西	4	271	281	299	580	23	0	87	22	37	2	10	18	32	168	352
睦町	31km圏	西北西	4	221	235	217	452	19	2	73	24	32	3	9	11	22	144	266
下地	31km圏	西北西	4	334	372	316	688	44	3	62	15	59	1	18	35	47	263	325
三門町	31km圏	西北西	4	176	163	186	349	5	0	54	14	17	2	2	3	6	98	240
田端	31km圏	西北西	4	190	190	205	395	16	1	84	14	1	1	9	8	8	93	277
神長南	31km圏	西北西	4	253	311	342	653	39	3	87	23	12	1	11	37	41	187	377
柳原	31km圏	西北西	4	135	125	124	249	11	0	47	14	32	5	4	7	10	71	157
南町	31km圏	西北西	4	294	341	371	712	22	1	194	47	12	7	9	21	45	165	472
小川町	31km圏	西北西	4	268	286	311	597	15	1	184	27	33	5	6	15	24	100	452
砂本町	31km圏	西北西	4	150	159	176	335	6	0	110	23	9	2	3	6	9	53	264
清水町	31km圏	西北西	4	229	271	273	544	8	1	176	31	10	5	2	10	19	111	402
青木町第一	31km圏	西北西	4	414	340	319	659	46	3	141	68	166	2	23	31	35	236	334
青木町第二	31km圏	西北西	4	59	62	66	128	3	1	36	3	0	0	1	4	4	17	102
高尾台	31km圏	西北西	4	138	214	213	427	15	0	19	10	0	2	5	14	31	137	240
諸井	31km圏	西北西	3	1,090	1,262	1,155	2,417	77	14	299	101	245	9	34	54	119	682	1528
浅羽	31km圏	西北西	3	1,178	1,394	1,343	2,737	101	15	348	133	302	9	43	80	168	809	1637
浅名	31km圏	西北西	3	812	986	883	1,869	58	7	269	92	92	13	32	44	100	548	1145
豊住	31km圏	西北西	3	224	303	297	600	20	1	95	19	16	3	9	19	25	161	386
浅羽山の手	31km圏	西北西	3	268	355	360	715	20	1	88	22	21	3	9	18	59	181	448
浅羽南	31km圏	西北西	3	323	348	327	675	12	1	136	29	29	2	6	6	17	154	492
長溝	31km圏	西北西	3	239	352	308	660	24	2	78	25	30	3	10	18	33	169	430
浅岡上	31km圏	西北西	3	66	91	73	164	3	0	21	3	36	0	0	8	9	52	95
浅岡下	31km圏	西北西	3	236	285	275	560	13	2	91	22	34	2	6	11	32	122	389
中	31km圏	西北西	3	111	128	138	266	16	2	45	9	16	2	9	12	9	76	160
浅羽一色	31km圏	西北西	3	165	207	181	388	12	1	52	16	42	3	5	9	17	95	262
富里上	31km圏	西北西	3	63	87	79	166	0	1	33	9	2	3	0	1	6	40	119
富里中	31km圏	西北西	3	162	199	195	394	8	0	42	17	16	2	7	2	12	96	277
富里下	31km圏	西北西	3	78	104	103	207	2	0	44	7	3	0	0	2	11	36	158
西ヶ崎	31km圏	西北西	3	47	64	64	128	3	1	36	7	7	0	1	2	5	31	89
風の街	31km圏	西北西	3	63	85	79	164	5	0	12	5	10	0	2	4	15	38	105
合計				37,316	44,543	43,092	87,635	3,829	323	11,931	3,790	5,919	425	1,802	2,808	5,066	25,778	52,181

資料 8－1－4 袋井市の月別観光交流客数に関する資料

	令和7年
1月	745,128 人
2月	321,262 人
3月	287,416 人
4月	285,240 人
5月	672,805 人
6月	377,373 人
7月	716,179 人
8月	294,634 人
9月	184,755 人
10月	239,675 人
11月	389,418 人
12月	413,602 人
年計	4,927,487 人

※ゴルフ場の観光交流客数は除く。
（観光振興係）

資料8-1-5 原子力防災関係機関連絡先一覧

静岡県関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
危機管理部 原子力安全対策課	054-221-2088	静岡市葵区追手町9-6	420-8601
静岡県オフサイトセンター	0548-25-3550	牧之原市坂口3520-17	421-0411
環境放射線監視センター	0548-29-1111	牧之原市坂口3520-17	421-0411
西部地域局	0538-37-2204	磐田市見付3599-4	438-0086
西部健康福祉センター	0538-37-2243	磐田市見付3599-4	438-8622

周辺市町関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
御前崎市 危機管理課	0537-85-1119	御前崎市池新田5585	437-1692
牧之原市 危機管理課	0548-23-0056	牧之原市静波447-1	421-0495
菊川市 危機管理課	0537-35-0923	菊川市堀之内61	439-8650
掛川市 危機管理課	0537-21-1131	掛川市長谷一丁目1-1	436-8650
島田市 危機管理課	0547-36-7320	島田市中央町1-1	427-8501
焼津市 地域防災課	054-623-2554	焼津市石津728-2	425-0041
藤枝市 大規模災害対策課	054-643-3119	藤枝市岡出山一丁目11-1	426-8722
磐田市 危機管理課	0538-37-2114	磐田市国府台3-1	438-8650
袋井市 危機管理課	0538-86-3701	袋井市国本2907	437-0012
吉田町 防災課	0548-33-2164	榛原郡吉田町住吉87	421-0395
森町 危機管理課	0538-85-6302	周智郡森町2101-1	437-0293

国関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
原子力規制委員会 原子力災害対策・核物質防護課 監視情報課	03-5114-2100	東京都港区六本木1-9-9	106-8450
浜岡原子力規制事務所	0548-29-0778	牧之原市坂口3520-17	421-0411
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター	029-264-2681 029-265-5111	茨城県ひたちなか市 西十三奉行11601-13	311-1206
(財)原子力安全技術センター	03-3814-7600	東京都文京区白山5-1-3-101	112-8604
消防庁 国民保護・防災部防災課	03-5253-7525	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	100-8927

警察関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
関東管区警察局	048-600-6000	さいたま市中央区新都心2-1	330-9726
静岡県警察本部 緊急事態対策課	054-271-0110	静岡市追手町9-6	420-8610
袋井警察署	0538-41-0110	袋井市新屋二丁目4-5	437-8585
中央交番	0538-42-3700	袋井市高尾町6-30	437-0027
山梨交番	0538-48-6702	袋井市上山梨三丁目1-6	437-0125
浅羽交番	0538-23-3032	袋井市浅名1044-1	437-1102
三川警察官駐在所	0538-49-0049	袋井市友永36-2	437-0004
笠原警察官駐在所	0538-23-4042	袋井市岡崎3335-1	437-1312

消防関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	0538-44-5112	袋井市国本2907	437-0012
袋井市消防団	0538-86-5577	袋井市国本2907	437-0012

原子力事業者関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
中部電力(株)静岡支店(原子力グループ)	054-273-9075	静岡市葵区本通2-4-1	420-8733
中部電力(株)浜岡原子力発電所	0537-86-3481	御前崎市佐倉5561	437-1695

自衛隊関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	御殿場市板妻40-1	412-8634
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3500	横須賀市西逸見1丁目無番地	238-0046
航空自衛隊第一航空団司令部 (浜松基地)	053-472-1111	浜松市中央区西山町無番地	432-8551

医療関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
(一社)静岡県医師会	054-246-6151	静岡市葵区鷹匠3-6-3	420-0839
磐周医師会	0538-49-4545	袋井市深見138-2	437-0051
(一社)静岡県歯科医師会	054-283-2591	静岡市駿河区曲金3-3-10	422-8006
磐周歯科医師会	0538-34-8536	磐田市上大之郷51	438-0051
(公社)静岡県薬剤師会	054-203-2023	静岡市駿河区馬淵2-16-32	422-8063
小笠袋井薬剤師会	0537-22-7120	掛川市御所原9-2	436-0068
(公社)静岡県看護協会	054-202-1750	静岡市葵区南町14-25	422-8067
中東遠地区支部	0537-28-9679	掛川市杉谷南1-1-30	436-0030
(公社)静岡県病院協会	054-252-6326	静岡市葵区追手町44-1	420-0853
西部支部	053-453-1111	浜松市中央区中央1-1-1	430-0929
(公社)静岡県放射線技師会	054-251-5954	静岡市葵区本通1-3-5	420-0064
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	043-206-3004	千葉市稲毛区穴川4-9-1	263-8555

防災関係機関

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
総務省東海総合通信局 防災対策推進室	052-715-5008	名古屋市東区白壁1-15-1	461-8795
財務省東海財務局 総務課	052-951-1772	名古屋市中区三の丸3-3-1	460-8521
静岡財務事務所	054-251-4321	静岡市葵区追手町9-50	420-0853
厚生労働省東海北陸厚生局 保健福祉課	052-959-2061	名古屋市東区白壁1-15-1	461-0011
静岡事務所	054-355-2015	静岡市清水区松原町2-15	424-0825
厚生労働省静岡労働局	054-254-6311	静岡市葵区追手町9-50	420-8639
磐田労働基準監督署	0538-32-2205	磐田市見付3599-6	438-8585
農林水産省関東農政局 消費生活課	048-740-0358	さいたま市中央区新都心2-1	330-9722
浜松地域センター	053-456-4620	浜松市中央区中央1-12-4	430-0929
経済産業省中部経済産業局	052-951-2683	名古屋市中区三の丸2-5-2	460-8510
経済産業省中部近畿産業保安監督部	052-951-2817	名古屋市中区三の丸2-5-2	460-8510
国土交通省中部地方整備局	052-953-8119	名古屋市中区三の丸2-5-1	460-8514
浜松河川国道事務所	053-466-0111	浜松市中央区名塚町266	430-0811
清水港湾事務所	054-352-4146	静岡市清水区日の出町7-2	424-0922
国道交通省中部運輸局	052-952-8002	名古屋市中区三の丸2-2-1	460-8528
静岡運輸支局	054-261-2939	静岡市駿河区国吉田2-4-25	422-8004
東京航空局東京空港事務所	03-5757-3000	東京都大田区羽田空港3-3-1	144-0041
気象庁東京管区气象台	03-3212-8341	東京都千代田区大手町1-3-4	100-0004
静岡地方气象台	054-286-3521	静岡市駿河区曲金2-1-5	422-8006
海上保安庁第三管区海上保安本部	045-226-1686	横浜市中区北仲通5-57	231-8818
清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	静岡市清水区日の出町9-1	424-0922
御前崎海上保安署	0548-63-4999	御前崎市御前崎6170-2	437-1623
東海旅客鉄道(株)静岡支社	054-284-2319	静岡市葵区黒金町4	420-0851
日本貨物鉄道(株)静岡支店	054-284-2224	静岡市葵区黒金町4	420-0851
東日本旅客鉄道(株)横浜支社	045-320-2088	横浜市西区平沼1-40-26	220-0023
天竜浜名湖鉄道(株)	053-925-6125	浜松市天竜区二俣町阿蔵114-2	431-3311
中日本高速道路(株)東京支社	03-5776-5600	東京都港区虎ノ門4-3-1	105-6011
清水工事事務所	054-371-0550	静岡市清水区庵原町219-11	424-0114
(株)NTTフィールドテクノ 東海支社 静岡営業所	054-205-9122	静岡市葵区御幸町4-6	420-0857
(株)ドコモCS東海 静岡支店	054-265-7182	静岡市葵区長沼716-11	420-0813
KDDI(株)中部総支社	052-747-8071	名古屋市中区名駅2-27-8	451-8610
ソフトバンク(株)関西・東海総務課	052-566-3231	名古屋市中区牛島2-1	451-0052
日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	静岡市葵区追手町44-17	420-0853
日本放送協会静岡放送局浜松支局	053-472-1171	浜松市中央区下池川町35-28	430-0905
静岡放送(株)	054-284-8900	静岡市駿河区登呂3-1-1	422-8680
(株)テレビ静岡	054-261-6111	静岡市駿河区栗原18-65	422-8008
(株)静岡朝日テレビ	054-251-3300	静岡市葵区東町15	420-0836
(株)静岡第一テレビ	054-283-8111	静岡市駿河区中原563	422-8560
静岡エフエム放送(株)	053-457-1151	浜松市中央区常盤町133-24	430-8575
日本通運(株)静岡支店	054-254-3342	静岡市葵区御幸町11-30	420-0857
(一社)静岡県トラック協会	054-283-1910	静岡市駿河区池田126-4	422-8510
(一社)静岡県バス協会	054-255-9281	静岡市葵区呉服町1-20	420-0031
(一社)静岡県警備業協会	054-253-3661	静岡市葵区両替町1-4-15	420-0032

資料8-1-6

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準

(浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画)

略 称	法 令
SE01 敷地境界付近 の放射線量の 上昇	政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項の定めるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の1又は2以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報すべき事象等に関する規則第3条の2（原子力規制委員会規則で定める場合） 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 政令第4条第3項（第3項の定めるところ） 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の1又は2以上についての数値が1時間当たり1マイクロシーベルト以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 通報すべき事象等に関する規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。 （解説） (1) モニタリングポストにて5μSv/h以上の放射線量を検出（1地点のみで10分間未満）した場合、本事象に該当する。 また、全てのモニタリングポストが5μSv/hを下回っている場合においても、1μSv/h以上を検出したモニタリングポストがあるときは、当該モニタリングポス

略 称	法 令												
	トにおける放射線量と中性子線測定用可般式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、$5\mu\text{Sv/h}$以上となった場合、本事象に該当する。 (2) 以下のいずれかに該当する場合は、モニタリングポストによる当該数値は検出されなかったこととする。 ①排気筒モニタ、格納容器雰囲気モニタ及び燃料交換エリア換気モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 ②落雷の時に検出された場合												
SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量：1時間当たり5マイクロシーベルト SE01参照。 原子力規制委員会規則で定める基準，原子力規制委員会規則で定めるところ：通報すべき事象等に関する規則第5条。添付2参照。 (解説) (1) 排気筒において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する以上の気体放射性物質が検出（10分間以上継続）された場合、本事象に該当する。 (2)$5\mu\text{Sv/h}$に相当する気体放射性物質の検出値 <table><tr><th>号 機</th><th>排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動していない場合)</th><th>非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の場合)</th></tr><tr><td>3号機</td><td>400cps</td><td>100,000cps</td></tr><tr><td>4号機</td><td>800cps</td><td>200,000cps</td></tr><tr><td>5号機</td><td>800s^{-1}</td><td>$200,000\text{s}^{-1}$</td></tr></table>	号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動していない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の場合)	3号機	400cps	100,000cps	4号機	800cps	200,000cps	5号機	800s^{-1}	$200,000\text{s}^{-1}$
号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動していない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の場合)											
3号機	400cps	100,000cps											
4号機	800cps	200,000cps											
5号機	800s^{-1}	$200,000\text{s}^{-1}$											

略 称	法 令		
SE03 通常放出経路 での液体放射 性物質の放出	政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量：1時間当たり5マイクロシーベルト SE01参照。 原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ：通報すべき事象等に関する規則第5条。添付2参照。 (解説) (1) 放水口において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出（10分間以上継続）された場合、本事象に該当する。 (2) 5μSv/hに相当する液体放射性物質の検出値 1～4号機 放水口モニタ：6,000cps 5号機 放水口モニタ：6,000s⁻¹		
SE04 火災爆発等による管理区域 外での放射線 の放出	政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量 通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 (抜粋) <table><thead><tr><th>原子炉設置者</th></tr></thead><tbody><tr><td>実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、 (略) 規定する管理区域</td></tr></tbody></table> 前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 SE02, SE03参照。 通報すべき事象等に関する規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前	原子炉設置者	実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、 (略) 規定する管理区域
原子炉設置者			
実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、 (略) 規定する管理区域			

略 称	法 令		
	項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 (解説) (1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、本事象に該当する。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、$50\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。		
SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として<u>原子力規制委員会規則で定める区域</u>をいう。)外の場所(前号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>により検出されたこと。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>以上の放射性物質 通報すべき事象等に関する規則第6条第1項 (<u>原子力規制委員会規則で定める区域</u>) 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 (抜粋) <table><thead><tr><th>原子炉設置者</th></tr></thead><tbody><tr><td>実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。)の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、(略)規定する管理区域</td></tr></tbody></table> 前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 SE02, SE03参照。 通報すべき事象等に関する規則第6条第3項 (<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>) 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。	原子炉設置者	実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。)の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、(略)規定する管理区域
原子炉設置者			
実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。)の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、(略)規定する管理区域			

略 称	法 令
	通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 通報すべき事象等に関する規則第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条4項3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値 （解説） (1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当するものとして空气中的放射性物質について以下の放射能水準以上の放射性物質が検出された場合、本事象に該当する。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、以下の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、一種類の場合は、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 ②検出された放射性物質の種類が明らかで、二種類以上の放射性物質がある場合は、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質について①により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 ③検出された放射性物質の種類が明らかでない場合は、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値
SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	通報すべき事象等に関する規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。

略 称	法 令
SE21 原子炉冷却材 漏えい時にお ける非常用炉 心冷却装置に よる一部注水 不能 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいが発生し、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置の作動設定値に達した場合又は原子炉水位を維持するために手動により非常用炉心冷却装置を作動させる場合をいう。 (3)「非常用炉心冷却装置等」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却系及び3、4号機の原子炉隔離冷却系に加え、同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)ならびに即応性を有する代替注水系(※3)を含める。具体的な設備は以下のとおり。 高圧系：高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離冷却系、高圧代替注水系(※3) 低圧系：低圧炉心スプレイ系、余熱除去系 (4)「非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置等のうち全ての高圧系又は全ての低圧系の機能が喪失した場合をいう。
SE22 原子炉注水機 能喪失のおそ れ (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(2) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「全ての給水機能」は、常用の給水機能が対象であり、原子炉隔離冷却系は含まない。 (3)「給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。 (4)「非常用炉心冷却装置等(当該原子炉へ高圧で注水するものに限る。)」による注水が直ちにできない」とは、SE21解説(2)で示す高圧系の非常用炉心冷却装置等(設計基準事故対処設備及び代替注水系(※3))により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。

略 称	法 令
SE23 残留熱除去機能の喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(3) 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①復水器内真空度が「復水器真空度低」設定値(3～5号機:-23.8kPa〔gage〕)まで低下 ②全ての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を直ちに除去できない」とは、余熱除去系の以下の系統(緊急時海水取水設備(※3)を使用する場合も含む)が使用不能になる場合をいう。 ①停止時冷却モード ②サプレッションプール冷却モード ③格納容器スプレイ冷却モード (4)交流電源喪失時の電源切り替えに伴う30分以内の余熱除去系の機能停止は除く。
SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(4) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「非常用交流母線」とは、非常用高圧母線及び緊急用高圧母線をいう。 (3)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、以下の状態になった場合をいう。 ①全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、外部電源から受電できていない。 ②全ての非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機から受電できていない。 ③全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、常設代替電源設備から受電できていない。 ここでいう「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用高圧母線及び緊急用高圧母線へ供給する設備をいい、「常設代替電源設備」とは、緊急時ガスタービン発電機(※3)及び他号機からの高圧電源融通をいう。
SE27 直流電源の部分喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(5) 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分間以上継続すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「非常用直流母線」とは、125V直流母線A、B及びH(5号機についてはA、B及びC)をいう。 (3)「非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態」とは、複数ある直流125V母線のうち、電源供給可能な母

略 称	法 令
	線が1つになった場合に、当該母線に電気を供給する電源（所内全ての直流電源設備を含む。）が蓄電池、充電器、予備充電器のうちいずれか1つになった場合をいう。
SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（6） 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 （解説） (1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「冷温停止」又は「燃料交換」において照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位」とは、L-1（3，4号機：-3,790mm，5号機：-2,880mm）の水位をいう。
SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（7） 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 （解説） (1)「水位を維持できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方4m（燃料貯蔵ラック上端※から上方4m（通常水位-2975mm））の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計（可搬型設備を含む）、監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定 (2)「水位を測定できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計（可搬型設備を含む）、監視カメラ等により液面の位置が確認できない場合をいう。
SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (※2)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号へ（1） 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 （解説） (1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方2m（燃料貯蔵ラック上端※から上方2m（通常水位-4975mm））の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計（可搬型設備を含む）、監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定

略 称	法 令												
SE41 格納容器健全性喪失のおそれ (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（11） 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 （解説） (1)原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること」とは、原子炉格納容器の圧力又は温度が格納容器スプレイを実施する基準に達した状態で、上昇傾向が15分以上継続した場合をいう。ここでいう「格納容器スプレイを実施する基準」とは、以下のとおり。 <table><tr><th>号機</th><th>原子炉格納容器圧力</th><th>格納容器温度</th></tr><tr><td>3号機</td><td>(※4)</td><td>(※4)</td></tr><tr><td>4号機</td><td>(※4)</td><td>(※4)</td></tr><tr><td>5号機</td><td>(※4)</td><td>(※4)</td></tr></table> (3)原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は本事象に該当しない。	号機	原子炉格納容器圧力	格納容器温度	3号機	(※4)	(※4)	4号機	(※4)	(※4)	5号機	(※4)	(※4)
号機	原子炉格納容器圧力	格納容器温度											
3号機	(※4)	(※4)											
4号機	(※4)	(※4)											
5号機	(※4)	(※4)											
SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（13） 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 （解説） (1)原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)3つの障壁のうち、いずれか2つの障壁の喪失若しくはその可能性がある場合に該当する。 (3)各障壁の条件は、添付1のとおり。												
SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（12） 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 （解説） (1)原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器雰囲気モニタガンマ線量が基準値以下にある場合をいう。 (3)格納容器雰囲気モニタガンマ線量の基準値の判断は、原子炉停止後の経過時間とガンマ線線量率との相関による。												

略 称	法 令
SE51 原子炉制御室 他の一部の機 能喪失・警報喪 失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(8) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「環境が悪化する」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が操作盤で操作できない状態をいう。 (3)「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること」とは、中央制御室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じることを用いる。ただし、遠隔停止系盤の設置場所の環境が悪化しておらず、遠隔停止系盤により原子炉を制御し、冷温停止まで移行させ、維持できる場合を除く。 (4)「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは使用済燃料貯蔵プール水の低下傾向の継続が確認された場合とする。 (5)「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、系統分離している安全設備のうち1区分の安全設備の運転・監視が可能であれば原子炉の制御は可能であることから、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより安全設備の運転・監視可能な制御盤が1区分のみとなった状態をいう。なお、3、4号機のHPCS系区分の制御盤は、原子炉の運転・監視ができないことから含めない。
SE52 所内外通信連 絡機能の全て の喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(9) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失」とは、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、「①中央制御室から所内へ通信する手段」、「②中央制御室あるいは緊急時対策所から所外へ通信する手段」のいずれかが、全て使用不能になる場合をいう。ここでいう「全て使用不能になる場合」とは、設備的に異なる電力保安回線、公衆回線、衛星回線等の全ての通信手段が使用できない場合をいう。
SE53 火災・溢水によ る安全機能の 一部喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(10) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「安全機器等」については、別表2-4に定義する。 (3)「安全機器等の機能の一部が喪失」とは、火災又は溢水により、安全機器等に支障が生じ、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなることをいう。 (4)「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃

略 称	法 令
	性を含む)が発火することをいう。 (5)「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。
SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(14)【3, 4, 5号機】、又【1, 2号機】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) (1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。
XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が<u>原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ</u>により検出されたこと。 通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項(<u>原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ</u>) 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。
XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。)に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

- (※1)「SE21,22,23,25,27,29,30,41,42,43,51,52,53」: 原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同法第43条の3の8第1項の許可(同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。)後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査(同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。)の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合に適用する。
- (※2)「SE31」: 原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。
- (※3) 重大事故防止のための設備(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの(以下「SA設備」という。)の総称又は設備案として例示する。なお、SA設備は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。
- (※4) 当該の設定値は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

注:「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

「通報すべき事象等に関する規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令をいう。

浜岡原子力発電所1号機及び2号機においては、SE03、SE55のみが適用される。

資料8-1-6 (つづき)

添付2 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項の規定に基づく水準 (1/4)

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた <u>空气中濃度限度</u> を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表(添付2(3/4))に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた <u>空气中濃度限度</u> に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表(添付2(4/4))に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた <u>水中濃度限度</u> に、50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

添付2 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項の規定に基づく水準 (2/4)

場合	基 準	検 出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、 <u>空气中濃度限度</u> (当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表(添付2(3/4))に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、 <u>空气中濃度限度</u> (当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表(添付2(4/4))に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、 <u>水中濃度限度</u> (当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第1条(定義)

空气中濃度限度：(略) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第90条第1項第4号(略)の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

水中濃度限度：(略) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第90条第1項第7号(略)の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

資料8-1-7 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画)

略 称	法 令
GE01 敷地境界付近の 放射線量の上昇	法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量(略)が、異常な水準の放射線量の<u>基準として政令で定めるもの</u>以上である場合 政令第6条第3項(政令で定める基準) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量(これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。)1時間当たり5マイクロシーベルト 二 (以下、略) (解説) (1) モニタリングポストにて $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を2地点以上で検出(10分未満)または、1地点のみで10分間以上検出した場合、本事象に該当する。 また、全てのモニタリングポストが $5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合においても、$1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したモニタリングポストがあるときは、当該モニタリングポストにおける放射線量と中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合、本事象に該当する。 (2) 以下のいずれかに該当する場合は、モニタリングポストによる当該数値は検出されなかったこととする。 ①排気筒モニタ、格納容器雰囲気モニタ及び燃料交換エリア換気モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 ②落雷の時に検出された場合
GE02 通常放出経路での 気体放射性物質の放出	政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める<u>基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出</u>されたこと。 通報すべき事象等に関する規則第12条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第1号の<u>原子力規制委員会規則</u>で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 (解説) (1) 排気筒において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出(10分間以上継続)された場合、本事象に該当する。

略 称	法 令												
	(2)5μSv/hに相当する気体放射性物質の検出値 <table><tr><th>号 機</th><th>排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動して いない場合)</th><th>非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の 場合)</th></tr><tr><td>3号機</td><td>400cps</td><td>100,000cps</td></tr><tr><td>4号機</td><td>800cps</td><td>200,000cps</td></tr><tr><td>5号機</td><td>800s⁻¹</td><td>200,000s⁻¹</td></tr></table>	号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動して いない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の 場合)	3号機	400cps	100,000cps	4号機	800cps	200,000cps	5号機	800s ⁻¹	200,000s ⁻¹
号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動して いない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の 場合)											
3号機	400cps	100,000cps											
4号機	800cps	200,000cps											
5号機	800s ⁻¹	200,000s ⁻¹											
GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</u> 通報すべき事象等に関する規則第12条第1項（<u>原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ</u>） 令第6条第4項第1号の<u>原子力規制委員会規則</u>で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 （解説） (1) 放水口において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出（10分間以上継続）された場合、本事象に該当する。 (2)5μSv/hに相当する液体放射性物質の検出値 1～4号機 放水口モニタ：6,000cps 5号機 放水口モニタ：6,000s⁻¹												
GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 （略） 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 1時間当たり5ミリシーベルト 三 （略） （解説） (1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、本事象に該当する。 (2) または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、5mSv/h以上の放射線量が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。												

略 称	法 令
GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</u> 通報すべき事象等に関する規則第13条（<u>原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ</u>） 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 （解説） (1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が500μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について以下の放射能水準以上の放射性物質が検出された場合、本事象に該当する。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、以下の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、一種類の場合は、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に5000を乗じて得た値 ②検出された放射性物質の種類が明らかで、二種類以上の放射性物質がある場合は、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質について①により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 ③検出された放射性物質の種類が明らかでない場合は、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5000を乗じて得た値
GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故	政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。

略 称	法 令
GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 (解説) (1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「全ての停止操作」とは、以下の全ての制御棒挿入操作及びほう酸水注入系の操作をいう。 ①自動スクラム ②手動スクラム ③代替制御棒挿入(自動・手動) ④原子炉モードスイッチ「停止」 ⑤シングルロッドスクラム(5号機においてはペアロッドスクラム) ⑥制御棒手動挿入 ⑦原子炉保護系電源断 ⑧スクラムパイロット弁ヒューズ引抜 ⑨スクラムパイロット弁制御空気ブロー (3)「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、「全ての停止操作」によっても未挿入制御棒が3、4号機は1本以下、5号機はペア1組以下であることが確認できず、かつ、中性子束が定格出力の0.1%未満であることが確認できない状態をいう。
GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(2) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいが発生し、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置の作動設定値に達した場合又は原子炉水位を維持するために手動により非常用炉心冷却装置を作動させる場合をいう。 (3)「全ての非常用炉心冷却装置等」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却系及び3、4号機の原子炉隔離冷却系に加え、同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)ならびに即応性を有する代替注水系(※3)としてSE21解説(3)で示した設備を含める。具体的な設備は以下のとおり。 高圧系：高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離冷却系、高圧代替注水系(※3) 低圧系：低圧炉心スプレイ系、余熱除去系 (4)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、全ての非常用の炉心冷却装置により原子炉へ注水されていることを確認できないこと(例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。 また、高圧の状態から低圧の非常用炉心冷却装置等による注水のために必要な原子炉の減圧等の運転操作ができない場合においても、本事象に該当するものとする。

略 称	法 令
GE22 原子炉注水機能 の喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(3) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「全ての給水機能」は、常用の給水機能が対象であり、原子炉隔離冷却系は含まない。 (3)「給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。 (4)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、GE21解説(2)で示す全ての非常用炉心冷却装置等(設計基準事故対処設備及び代替注水系(※3))により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。また、高圧の状態から低圧の非常用炉心冷却装置等による注水のために必要な原子炉の減圧等の運転操作ができない場合においても、本事象に該当するものとする。
GE23 残留熱除去機能 喪失後の圧力制 御機能喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(5) 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①復水器内圧力が「復水器真空度低」設定値(3～5号機：-23.8kPa [gage])まで低下 ②全ての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を直ちに除去できない」とは、余熱除去系の以下の系統(緊急時海水取水設備(※3)を使用する場合も含む)が使用不能になる場合をいう。 ①停止時冷却モード ②サプレッションプール冷却モード ③格納容器スプレイ冷却モード (4)交流電源喪失時の電源切り替えに伴う30分以内の余熱除去系の機能停止は除く。 (5)「原子炉格納容器内の圧力抑制機能が喪失」とは、次のいずれかの状態をいう。 ①サプレッションプール水平平均温度が100℃以上となった場合 ②原子炉格納容器内の圧力が設計上の最高使用圧力に達した場合

略 称	法 令
GE25 非常用交流高圧 母線の1時間以 上喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(6) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「非常用交流母線」とは、非常用高圧母線及び緊急用高圧母線をいう。 (3)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、以下の状態になった場合をいう。 ①全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、外部電源から受電できていない。 ②全ての非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機から受電できていない。 ③全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、常設代替電源設備から受電できていない。 ここでいう「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用高圧母線及び緊急用高圧母線へ供給する設備をいい、「常設代替電源設備」とは、緊急時ガスタービン発電機(※3)及び他号機からの高圧電源融通をいう。
GE27 全直流電源の5 分間以上喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(7) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、125V直流母線A、B及びH(5号機についてはA、B及びC)が使用不能となった場合をいう。
GE28 炉心損傷の検出 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(8) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 (解説) (1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、ドライウェル又はサプレッションチェンバのそれぞれの格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量計が、原子炉停止後の時間経過に応じて炉心損傷と判断する基準値を超えた場合をいう。 (3)格納容器雰囲気モニタガンマ線量の基準値の判断は、原子炉停止後の経過時間とガンマ線線量率との相関による。
GE29 停止中の原子炉 冷却機能の完全 喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(9) 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 (解説) (1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「冷温停止」又は「燃料交換」において照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)」が作動する水

略 称	法 令
	位」とは、L-1（3，4号機：-3,790mm，5号機：-2,880mm）の水位をいう。 (3)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと」とは、非常用炉心冷却装置等により原子炉へ注水されていることを確認できない状態（例：ポンプが自動又は手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。）をいう。
GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（※1）	通報すべき事象等に関する規則第14条イ（10） 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること，又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において，当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 （解説） (1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは，使用済燃料貯蔵プールの水位が，「照射済燃料集合体の頂部から上方2m（燃料貯蔵ラック上端※から上方2m（通常水位-4975mm））の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計（可搬型設備を含む），監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお，使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は，可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定 (2)「当該水位まで低下しているおそれ」とは，使用済燃料貯蔵プール付近の放射線モニタの指示が有意に上昇している場合をいう。 (3)「水位を測定できない」とは，使用済燃料貯蔵プールの水位計（可搬型設備を含む），監視カメラ等により液面の位置が確認できない場合をいう。
GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（※2）	通報すべき事象等に関する規則第14条へ（1） 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 （解説） (1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは，使用済燃料貯蔵プールの水位が，「照射済燃料集合体の頂部（燃料貯蔵ラック上端※（通常水位-6975mm））の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計（可搬型設備を含む），監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお，使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は，可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定
GE41 格納容器圧力の異常上昇（※1）	通報すべき事象等に関する規則第14条イ（4） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 （解説） (1)原子炉の状態が，保安規定で定める「運転」，「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「最高使用圧力」とは，3，4号機：427kPa〔gage〕，5号機：310kPa〔gage〕をいう。 (3)「最高使用温度」とは，ドライウェル温度171℃（3～5号機）をいう。

略 称	法 令
GE 4 2 2つの障壁喪失 及び1つの障壁 の喪失又は喪失 のおそれ (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(12) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (解説) (1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)3つの障壁のうち、いずれか2つの障壁が喪失し、3つ目の障壁の喪失若しくはその可能性がある場合に該当する。 (3)各障壁の条件は、添付1のとおり。
GE 5 1 原子炉制御室他 の機能喪失・警 報喪失(※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(11) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員の退避が必要となる場合をいう。 (3)「原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること」とは、中央制御室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止を維持する機能が喪失する場合をいう。ただし、遠隔停止系盤が使用でき、遠隔停止系盤により原子炉を制御し、冷温停止まで移行させ、維持できる場合を除く。 (4)「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵プールの水位低下が確認された場合をいう。 (5)「原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失する等により全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。なお、3、4号機のHPCS系区分の制御盤は、原子炉の運転・監視ができないことから含めない。
GE 5 5 住民の避難を開 始する必要がある 事象発生	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(13)【3、4、5号機】、又【1、2号機】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) (1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。

略 称	法 令
XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 1時間当たり 10 ミリシーベルト
XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6又は別表第7の第1欄に掲げるものに限る。)に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表5の第2欄又は別表第6の第3欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第3欄、別表第5の第2欄、別表第6の第2欄又は別表第7の第3欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。)に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

(※1)「GE11,21,22,23,25,27,28,29,30,41,42,51」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同法第43条の3の8第1項の許可(同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。)後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査(同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。)の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合に適用する。

(※2)「GE31」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

(※3) 重大事故防止のための設備(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの(以下「SA設備」という。))の総称又は設備案として例示する。なお、SA設備は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

「通報すべき事象等に関する規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令をいう。

浜岡原子力発電所1号機及び2号機においては、GE03、GE55のみが適用される。

資料8-1-8 原子力防護資機材一覧

1 防護資機材

保管場所:(市)豊沢の丘防災倉庫、(市モニタリング)袋井市防災センター、(消防本部)袋井消防庁舎

資機材名・規格等			数 量			備考
			袋井市	袋井市 (緊急時モニタリング用)	消防本部	
防護器具	防護マスク		671個	8個	144個	
	防護マスクフィルタ		224個	36個	260個	
	防護服(不織布製)		542着	24着	840着	
	防護服(EVA製)		482着	16着	336着	
	防護帽		254個		303個	
	防護紙帽		296個	24個	510個	
	ゴム手袋		1,328双	48双	912双	
	綿手袋		555双	48双	768双	
	ポリ手袋			50双		
	ゴム長靴	24.0cm	29足			
		24.5cm	45足			
		25.0cm	78足		16足	
		25.5cm	94足		17足	
		26.0cm	99足		43足	
		27.0cm	78足	2足	41足	
		28.0cm	56足		16足	
		29.0cm	3足		3足	
	長靴カバー		549足	24足	790足	
	軍足		556足	24足	803足	
	固定テープ		459巻	2巻	157巻	
測定器	アラームメータ(個人線量計)		76個	4個	135個	
	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ		2台		2台	
	GM式サーベイメータ		2台		2台	
	電離箱式サーベイメータ		2台		2台	
	携帯式環境ガンマ線測定器		24台		2台	
	簡易型電子線量計			8台		
その他	メジャー			2個		
	アラームメータ用リチウム電池(予備)			4個	13個	
	アラームメータ用アルカリ電池(予備)			4個		
	人型サイン立看板		3枚			

(危機管理課)

2 通信設備

保管場所:(市)袋井市防災センター、(消防本部)警防課

資機材名・規格等			数 量			備考
			袋井市	袋井市 (緊急時モニタリング用)	消防本部	
通信設備	緊急時連絡網整備機器	I P 電話	1台			電話番号:330
		I P F A X	1台			電話番号:339
		衛星携帯電話	1台		1台	
	テレビ会議システム	ハートP C	1台			
	緊急時モニタリング通信機器	I P 無線機		2台		

(危機管理課)

3 安定ヨウ素剤

保管場所:市役所北側駐車場防災機材庫、支所2階電話交換室

令和8年4月1日現在

品 名	容 量	数 量	備 考
丸薬	1,000丸	552	
ヨウ化カリウム内服ゼリー(16.3mg)	20包	52	
ヨウ化カリウム内服ゼリー(32.5mg)	100包	44	

(健康未来課)

資料8-1-9 屋内退避及び避難に関する指標

OILと防護措置について

(原子力災害対策指針から抜粋)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急 防護 措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除去を講じるための基準	β 線: 40,000cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000cpm ※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期 防護 措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計算した場合の空間放射線量)	1日内を目処に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/kg相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計算率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

OILとは、防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル(Operational Intervention Level)のことである。

◆モニタリングポスト（袋井市役所：浜岡原子力発電所から北西20km～27km）



◆環境放射線テレメータシステム（袋井市役所1階）



◆簡易型電子線量計（可搬型）



資料8-1-10 鉄筋コンクリート(RC)構造の避難所施設一覧

1 避難所に指定した公共施設

自治会 連合会	建築物		所在地	建築年 (西暦)	旧:旧基準 の建築物	構造・階数		延べ床面積	ランク	備考
	施設名	棟名			新:新基準 の建築物	構造	階数			
駅前 高尾	袋井南コミュニティセンター(南風館)	コミュニティセンター	高尾754-1	1983	新	RC	3	2138.81	I a	
	袋井南小学校	北校舎	高尾740	1980	旧	RC	3	2782	I a	H16年度耐震工事済
		南校舎西側		1984	新	RC	3	1915	I b	
		南校舎東側		2009	新	RC	3	734.64	I a	
高南	高南小学校	北校舎西側	上田町306-2	1982	新	RC	3	616	I b	
		北校舎東側		1979	旧	RC	3	996	I a	H15年度耐震工事済
		南校舎中側		1979	旧	RC	3	905	I a	H15年度耐震工事済
		南校舎東側		1979	旧	RC	3	1000	I a	H15年度耐震工事済
		南校舎西側		1982	新	RC	3	509	I b	
		昇降場		1979	旧	RC	2	289	I a	H10年度耐震診断済
	高南コミュニティセンター(きぼう館)	コミュニティセンター	上田町267-8	1987	新	RC	2	809.52	I a	
	袋井体育センター	体育館	上田町267-19	1981	旧	RC・S	2	1,309.20	I b	H17年度耐震診断済
	サンライフ袋井	労働福祉	上田町267-5	1979	旧	RC	2	749	I a	耐震診断済
豊沢 愛野	袋井南中学校	南校舎	愛野3110	1975	旧	RC	3	2712	I a	H15年度耐震工事済
		北校舎		1975	旧	RC	4	2649	I b	H15年度耐震工事済
袋井 川井 袋井西 方丈 田原	袋井中学校	南校舎	川井701	1978	旧	RC	4	3472	I a	H15年度耐震工事済
		北校舎西側		1973	旧	RC	3	945	I a	H15年度耐震工事済
		昇降場		1978	旧	RC	3	596	I a	H15年度耐震工事済
		北校舎東側		1995	新	RC	3	1173	I b	
		北校舎中側		1996	新	RC	3	746	I a	
	袋井西小学校	南校舎	川井442	1988	新	RC	3	1612	I a	
		北校舎西側		1978	旧	RC	4	2008	I b	H14年度耐震工事済
		北校舎東側		1978	旧	RC	4	453	I b	H14年度耐震工事済
袋井北 北四町	袋井北小学校	北校舎西側	久能1580	1979	旧	RC	3	1601	I a	H14年度耐震工事済
		北校舎東側		2008	新	RC	3	1199	I a	
		中校舎		1977	旧	RC	3	1801	I a	H14年度耐震工事済
		南校舎西側		1977	旧	RC	3	1001	I a	H14年度耐震工事済
		南校舎東側		1979	旧	RC	3	681	I a	H14年度耐震工事済
	若草こども園	園舎	堀越766-1	1978	旧	RC	2	945	I a	H15年度耐震工事済
	袋井北コミュニティセンター	コミュニティセンター	久能1330-2	1986	新	RC	2	808	I b	
袋井市総合体育館(さわやかアリーナ)	体育館	久能1912-1	2019	新	RC・S	2	7768.51	I a		
袋井東一 袋井東二	袋井東小学校	南校舎西側	広岡2317-1	1976	旧	RC	3	1690	I a	H15年度耐震工事済
		南校舎東側		1987	新	RC	2	1109	I a	
		北側校舎		1976	旧	RC	2	246	I b	H15年度耐震工事済
		南校舎西側中		1981	旧	RC	3	179	I a	H15年度耐震工事済
		南校舎東側中		1981	旧	RC	3	283	I a	H16年度耐震工事済
	袋井東コミュニティセンター(かつもく館)	コミュニティセンター	広岡2506-1	1980	旧	RC	2	801.62	I a	H16年度耐震工事済
今井	今井小学校	西側校舎	太田692	1981	新	RC	3	1817	I b	
	東側校舎	1978		旧	RC	2	1037	I a	H15年度耐震工事済	
今井コミュニティセンター	コミュニティセンター	太田687	1988	新	RC	2	948.89	I a		
三川	三川小学校	校舎	友永38	1981	旧	RC	3	2217	I a	H16年度耐震工事済
	三川コミュニティセンター(さんさん会館)	コミュニティセンター	友永147	1985	新	RC	2	709.33	I b	
笠原	笠原小学校	西側校舎	山崎4822	1971	旧	RC	3	1563	I a	H15年度耐震工事済
		東側校舎		1979	旧	RC	3	1094	I a	H15年度耐震工事済
	笠原コミュニティセンター	コミュニティセンター	山崎55093-5	1993	新	RC	2	711.37	I a	
	旧笠原保育所	保育所	岡崎567-1	1979	旧	RC	1	439.02	I a	H14年度耐震工事済
	岡崎会館	隣保館	岡崎2525	1987	新	RC	2	505	I a	
	中遠クリーンセンター	管理棟・工場棟	岡崎6635-192	2008	新	S・RC・SRC	4	7409.46	I a	
	風見の丘	健康増進施設	岡崎6635-8	2011	新	RC・S・W	1	2999.39	I a	
上山梨	山名コミュニティセンター	コミュニティセンター	上山梨4-3-1	1985	新	RC	2	1,458.19	I b	
	月見の里学遊館	一般部	上山梨4-3-7	2001	新	PC	2	6177.02	I a	
		市民ホール		2001	新	RC	2	547.92	I a	
下山梨	周南中学校	南校舎	下山梨1-1-1	1983	新	RC	4	3915	I b	
		北校舎		1986	新	RC	3	1158	I b	
宇刈	山名小学校	北校舎東側	春岡684	1984	新	RC	3	2016	I b	
		北校舎西側		2012	新	RC	3	1176	I a	
		南校舎西側		2003	新	RC	3	1164	I a	
		南校舎東側		2004	新	RC	3	1384	I a	
		南校舎中側		2004	新	RC	3	398	I a	

自治会 連合会	建築物		所在地	建築年 (西暦)	旧:旧基準 の建築物	構造・階数		延べ床面積	ランク	備考
	施設名	棟名			新:新基準 の建築物	構造	階数			
浅羽北	浅羽北コミュニティセンター	コミュニティセンター	浅羽2857	1988	新	RC	1	743	I b	
	浅羽東小学校	北校舎	浅羽2800	1991	新	RC	3	2544	I b	
		南校舎		1991	新	RC	3	1828	I b	
		体育館		1992	新	RS	1	1008	I b	
	浅羽北小学校	北校舎西側	浅羽1322	1971	旧	RC	2	1351	I b	S61年度耐震工事済
		北校舎東側		1984	新	RC	1	82	I b	
		中校舎		1971	旧	RC	2	1546	I b	S61年度耐震工事済
		南校舎西側		1979	旧	RC	2	1120	I b	H15年度耐震工事済
		南校舎東側		1984	新	RC	2	498	I b	
		体育館		2010	新	RC・S	1	948.84	I a	
	浅羽中学校	北校舎	浅名822	1983	新	RC	2	1845.87	I b	
		体育館		2007	新	SRC	2	1516.46	I a	
	メロープラザ	ホール	浅名1027	2010	新	RC・SRC・S	2		I a	
		会議室棟		2010	新	RC	2		I a	
		事務室棟		2010	新	RC	2		I a	
		和室棟		2010	新	RC	1		I a	
浅羽西	浅羽西コミュニティセンター	コミュニティセンター	中410-1	1990	新	RC	2	825.21	I b	
浅羽東	浅羽東コミュニティセンター	コミュニティセンター	梅山63-1	1988	新	RC	1	704.87	I b	
浅羽南	浅羽南小学校	北校舎	西同笠148	1992	新	RC	3	1495	I b	
		中校舎		1979	旧	RC	2	1393	I b	H16年度耐震工事済
		南校舎		1979	旧	RC	2	1578.05	I b	H15年度耐震工事済
		体育館		1999	新	RC	1	1215	I b	

2 避難所以外の公共施設

所有 区分	建築物		所在地	建築年 (西暦)	旧:旧基準 の建築物	構造・階数		延べ床面積	耐震 性能 ランク	備考
	施設名	棟名			新:新基準 の建築物	構造	階数			
袋井市	市役所	庁舎本棟	新屋1-1-1	1982	新	SRC	5	7983.30	I a	
		増築棟		1982	新	RC	1	511.86	I b	
		車庫棟		1982	新	RC	2	2010.54	I b	
	教育会館	事務所	新屋1-2-1	1989	新	SRC	4	2309.72	I a	
	浅羽支所	支所庁舎	浅名1028	1984	新	SRC	3	2762.537	I a	
	育ちの森	子ども早期療育支援センター	高尾754-1	1991	新	RC	2	1150.3	I a	
		子ども支援センター	高尾754-11	1984	新	RC	2	570.74	I a	
	浅羽保健センター	事務所	浅名1028	1985	新	RC	1	548.89	I a	
	浅羽体育センター	体育館	東同笠1611-5	1980	旧	RC・S	2	1314.02	I a	H19年度耐震工事実施
	袋井市立可睡寮	老人ホーム	久能2995-2	1984	新	RC	2	8,364.27	I a	
	月見町団地	月見町A	月見町17	1972	旧	RC	2	213.74	I a	H13年度耐震診断済
		月見町B		1972	旧	RC	2	213.74	I a	H13年度耐震診断済
		月見町C		1971	旧	RC	2	299.22	I a	H13年度耐震診断済
		月見町D		1971	旧	RC	2	299.22	I a	H13年度耐震診断済
	太田西団地	太田西C北	太田778-1	1973	旧	RC	2	299.22	I a	H13年度耐震診断済
		太田西C南		1973	旧	RC	2	299.22	I a	H13年度耐震診断済
		太田西A北		1974	旧	RC	2	277.06	I a	H13年度耐震診断済
		太田西A西		1974	旧	RC	2	230.89	I a	H13年度耐震診断済
		太田西A東		1974	旧	RC	2	230.89	I a	H13年度耐震診断済
		太田西B北西		1975	旧	RC	2	230.89	I a	H13年度耐震診断済
		太田西B北東		1975	旧	RC	2	230.89	I a	H13年度耐震診断済
		太田西B南西		1975	旧	RC	2	230.89	I a	H13年度耐震診断済
		太田西B南東		1975	旧	RC	2	230.89	I a	H13年度耐震診断済
		太田西D北		1978	旧	RC	2	388.29	I a	H13年度耐震診断済
		太田西D南		1978	旧	RC	2	388.29	I a	H13年度耐震診断済
	岡崎南団地	岡崎南A	岡崎2020-1	1975	旧	RC	2	299.22	I a	H13年度耐震診断済
		岡崎南B		1973	旧	RC	2	299.22	I a	H13年度耐震診断済
		岡崎南C		1973	旧	RC	2	341.92	I a	H13年度耐震診断済
	岡崎東団地	東	岡崎576-1	1978	旧	RC	2	117.73	I b	H13年度耐震診断済
		西		1978	旧	RC	2	117.73	I b	H13年度耐震診断済
	岡崎北団地	1, 2	岡崎2201-1	1979	旧	RC	2	117.73	I b	H13年度耐震診断済
		3, 4		1979	旧	RC	2	117.73	I b	H13年度耐震診断済
		5, 6		1979	旧	RC	2	117.73	I b	H13年度耐震診断済

所有 区分	建築物		所在地	建築年 (西暦)	旧:旧基準 の建築物	構造・階数		延べ床面積	ランク	備考
	施設名	棟名			新:新基準 の建築物	構造	階数			
袋井市	広岡団地	広岡A	方丈5-2-3	1980	旧	RC	3	1175.65	I a	H12年度耐震診断済
		広岡B		1981	新	RC	3	1175.65	I b	
		広岡C		1989	新	RC	3	1239.3	I b	
	田町団地	田町B	田町1-8-7	1996	新	RC	3	927.12	I b	
		田町C		1999	新	RC	3	930.12	I b	
	旭ヶ丘団地	A棟	浅羽2168	1988	新	RC	3	1250.82	I b	
		B棟		1987	新	RC	3	789.6	I b	
	広岡団地	広岡D	方丈5-2-3	1982	新	RC	3	1175.65	I b	
	駅前再開発	再開発住宅	高尾町21-4	1980	旧	RC	5	1232.65	I b	H13年度耐震診断済
	袋井浄化センター	管理棟	新池 880-1	1997	新	RC	1	699.48	I a	
		沈砂池ポンプ棟		1998	新	RC	地上2 地下3	3,366.59	I a	R4耐震補強済
		汚泥処理棟		1998	新	RC	地上2 地下1	1,543.86	I a	R5耐震補強済
		塩素混和池		1998	新	RC	地上1 地下1	356.25	I a	
	アクアパークあさば	水処理棟	梅山 1111	2000	新	RC	1	908.91	I a	
		管理汚泥棟		2001	新	RC	地上2 地下1	2,694.59	I a	
		沈砂池ポンプ棟		2010	新	RC	地上1 地下1		I a	
		混和池棟		2010	新	RC	1		I a	
	袋井市立袋井図書館	図書館	高尾町19-1	1988	新	RC	2	1814.39	I b	
	袋井市立浅羽図書館	図書館	浅名976-1	1986	新	RC	2	521.68	I b	
		図書館		2002	新	RC	2	548.13	I a	
	幸浦コミュニティセンター	コミュニティセンター	太郎助1044	1981	旧	RC	1	297.18	I b	耐震診断済
		コミュニティセンター		1995	新	RC	1	542.93	I b	
	袋井市郷土資料館	資料館	浅名1021	1990	新	SRC	2	441	I b	
	袋井市総合健康センター (袋井市立聖隷袋井市民病院、袋井市休日急患診療室含む)	本館	久能2515-1	1979	旧	RC	6	15,090.91	I b	H15・16年度耐震工事済
		外来棟		1985	新	RC	2	980.88	I a	
		病棟 西		1989	新	RC	6	5213.01	I a	
		検査棟		1993	新	RC	2	1871.77	I a	
		病棟 西増築		2014	新	RC	5	1410.34	I a	
袋井市 森町広域 行政組合	袋井消防庁舎・袋井市防災センター	本庁舎棟	国本2907	2020	新	RC	4	5296.07	I a	
		総合訓練塔		2020	新	RC	4	324	I a	
		消防訓練塔		2020	新	RC	4	192	I a	
袋井市 森町広域 行政組合	袋井衛生センター	管理棟	愛野2961	1986	新	RC	2	366.1	I b	
		受入棟		1986	新	RC	2	308	I b	
		処理棟		1986	新	RC	2	1342.72	I b	
		増設棟		1998	新	RC	2	2781.68	I a	
	中遠聖苑	本館	浅名2134-151	1983	新	SRC	1	1124.96	I b	
		増設棟		1996	新	SRC	1		I a	
中東遠 看護専門 学校組合	東海アクシス看護専門学校	校舎	上田町267-30	1992	新	RC	3	5,525.81	I a	
		体育館		1992	新	RC	2	925.87	I a	

資料8-1-11 放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数及び除去効率に関する資料

1 浮遊性放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低減係数
屋外	1.0
自動車内	1.0
木造家屋	0.9
石造り建物	0.6
木造家屋の地下室	0.6
石造り建物の地下室	0.4
大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）	0.2以下

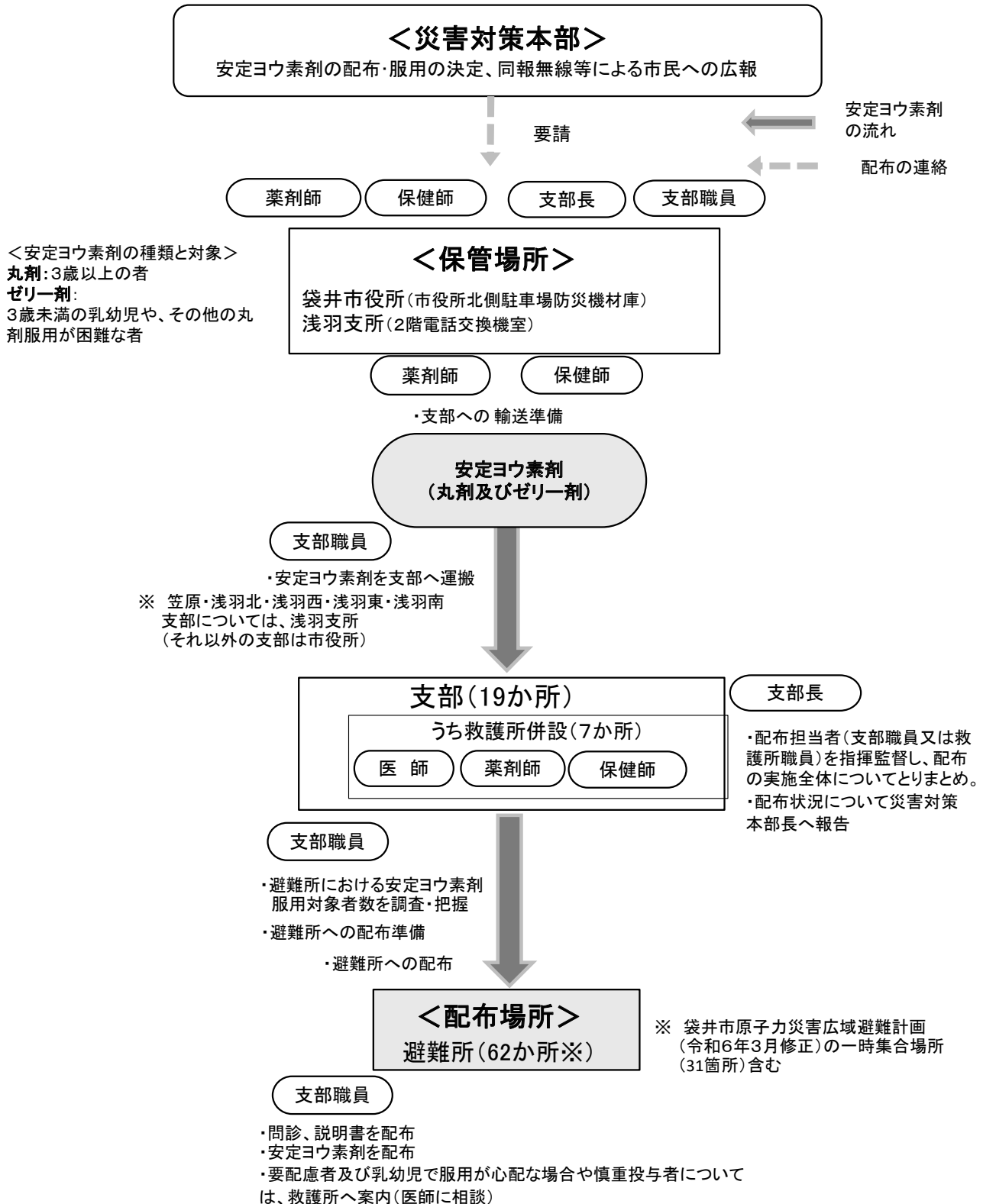
2 沈着した放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低減係数
理想的な平滑な面上1m（無限の広さ）	1.00
通常の土地の条件下で地面から1mの高さ	0.70
平屋あるいは2階建ての木造家屋	0.40
平屋あるいは2階建てのブロックあるいはレンガ造りの家屋	0.20
その地下室	0.10以下
各階が約450～900㎡の面積の3～4階建て建物1階及び2階	0.05
その地下室	0.01
各階の面積が900㎡以上の多層建築物上層	0.01
その地下室	0.005

3 家庭内及び個人が利用可能なものによって口及び鼻の保護を行った場合の
1～5 μmの微粒子に対する除去効率

物 質	折りたたみ回数	除去効率 (%)
男性用木綿ハンカチーフ	16回	94.2
トイレットペーパー	3回	91.4
男性用木綿ハンカチーフ	8回	88.9
男性用木綿ハンカチーフ	しわくちゃにする	88.1
けぼの長い浴用タオル	2回	85.1
けぼの長い浴用タオル	1回	73.9
モスリンのシーツ	1回	72.9
ぬれたけぼの長い浴用タオル	1回	70.2
ぬれた木綿のシャツ	1回	65.9
木綿のシャツ	2回	65.5
ぬれた女性用木綿ハンカチーフ	4回	63.0
ぬれた男性用木綿ハンカチーフ	1回	62.6
ぬれた木綿の衣服	1回	56.3
女性用木綿ハンカチーフ	4回	55.5
レイヨンスリップ	1回	50.0
木綿の衣服	1回	47.6
木綿のシャツ	1回	34.6
男性用木綿ハンカチーフ	1回	27.5

資料8-1-12 安定ヨウ素剤取り扱いマニュアル等

◆安定ヨウ素剤マニュアル関係資料(抜粋)
【資料1】原子力災害時における安定ヨウ素剤取扱い体制
(フロー図)

【資料3】

安定ヨウ素剤予防服用診断チャート図

【あなたの年齢は？】

区 分	丸 剤	ゼリー剤
1 新生児(生後1月未満)	—	16.3mg × 1包
2 生後1ヶ月以上3歳未満	—	32.5mg × 1包
3 3歳～小学6年生(3歳以上13歳未満)	1丸	(16.3mg × 3包)
4 中学1年生以上(13歳以上)	2丸	(32.5mg × 3包)

【服用除外基準】

次の項目に該当する方は、副作用が起こることがありますので服用できません。

①今までに安定ヨウ素剤の成分、またはヨウ素に対し過敏症があると言われたことがありますか？

「はい」

服用
対象外

②24時間以内に安定ヨウ素剤を服用しましたか？

「いいえ」

「はい」

服用
対象外

①自らの意志で服用をしない。

【慎重服用基準】

「いいえ」

①今までにヨード造影剤過敏症(造影剤アレルギー)と言われたことがありますか？

②今までに甲状腺の病気(甲状腺機能亢進症、機能低下症)があると言われたことがありますか？

③今までに腎臓の病気や腎機能に障害があると言われたことがありますか？

④今までに先天性筋強直症と言われたことがありますか？

⑤今までに高カリウム血症と言われたことがありますか？

⑥今までに低補体血症性蕁麻疹様血管炎と言われたことがありますか？

⑦今までに肺結核(カリエス、肋膜炎なども含む)と言われたことがありますか？

⑧今までにジュークリング疱疹状皮膚炎と言われたことがありますか？

⑨現在、次のお薬を使っていますか？

◆エプレレノン、エサキセレノン、フィネレノン(高カリウム血症)

◆カリウム含有製剤、カリウム保持性利尿剤(高カリウム血症)

◆リチウム製剤 (甲状腺機能低下)

◆抗甲状腺薬(チアマゾール、プロピルチオウラシル)

◆ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレン フマル酸塩

一つでも「はい」
がある場合
医師と
相談の上、
服用を
決定

「いいえ」、「わからない(不明)」

服 用

【資料4】

安定ヨウ素剤服用の注意事項

- 1 安定ヨウ素剤は、災害対策本部の指示により配布されたものを服用してください。
- 2 服用は、原則1回、服用した後の効果は24時間持続します。
- 3 原則として、3歳未満の乳幼児は、ゼリー剤を服用します。
3歳以上は、丸剤を服用します。
(3歳以上で丸剤を服用できない場合は、ゼリー剤を服用します。)
- 4 ヨウ素過敏症の既往歴のある方は、副作用が起こることがありますので、服用しないでください。
- 5 24時間以内に安定ヨウ素剤を服用した方は、安定ヨウ素剤の効果が継続しています。副作用を避けるために服用しないでください。
- 6 妊娠している方及び新生児は、原則として複数回の服用を避けてください。
- 7 安定ヨウ素剤を飲んだときに、副作用により体調に異変(呼吸困難、関節痛、発疹など)が起こることがまれにあります。体調に異変が起きた場合には、医師や薬剤師にご相談ください。
- 8 安定ヨウ素剤の服用量は次のとおりです。

区 分	丸 剤	ゼリー剤
1 新生児(生後1月未満)	—	16.3mg×1包
2 生後1ヶ月以上3歳未満	—	32.5mg×1包
3 3歳～小学6年生(3歳以上13歳未満)	1丸	(16.3mg×3包)
4 中学1年生以上(13歳以上)	2丸	(32.5mg×3包)

安定ヨウ素剤受領・服用 メモ

氏名	受領場所	ヨウ素剤	量	受領日	服用日時
		丸剤	丸		
		ゼリー剤	包		

安定ヨウ素剤服用の目的

- ◇ 原子力災害が発生し、放射性物質が飛散した場合、放射性物質のうち、放射性ヨウ素の吸収による甲状腺被ばくを低減するための防護剤です。
- ◇ 服用すると、甲状腺がんの発生率を抑制することができますが、放射能に対する万能薬ではないため、外部からの被ばくやほかの放射性物質による被ばくには効果がありません。



安定ヨウ素剤服用について

- ◇ 安定ヨウ素剤とは何ですか？
安定ヨウ素剤は、医療用の医薬品です。原子力災害が発生した時に服用します。
- ◇ 安定ヨウ素剤はいつ飲むの？
安定ヨウ素剤は、市災害対策本部の指示により服用してください。また、服用すると、効果は24時間持続します。
- ◇ 安定ヨウ素剤はどこで配布されるの？
避難所で配布します。ただし、安定ヨウ素剤内服液を使用する場合は、救護所で配布します。
- ◇ 妊娠しています。飲んだ後どうしたらいいの？
出産時に主治医に安定ヨウ素剤を服用したことを伝えてください。妊娠中の方は、お腹の中の赤ちゃんの甲状腺を守るために、優先的に服用していただくことになります。ただし、妊娠後期に安定ヨウ素剤を服用すると、赤ちゃんの甲状腺機能に異常が発生する場合がありますので、経過観察することが必要です。
- ◇ 授乳中です。注意することはあるの？
赤ちゃんにも安定ヨウ素剤を飲ませるため、母乳からのヨウ素剤が加わると、全体のヨウ素の量が過剰になる可能性があります。母乳からミルクに変えてください。
- ◇ 安定ヨウ素剤ゼリー剤は、ミルクなどに混ぜて飲ませてもいいの？
ゼリー剤は、お湯やミルクに溶かして飲むこともできます。

静岡県袋井市

資料8-1-13 飲食物摂取制限に関する指標

OILと防護措置について

(原子力災害対策指針から抜粋)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値(※1)			防護措置の概要
飲食物摂取制限 ※9	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	0.5 μ Sv/h ※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
			核種 ※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類, 穀類,肉,卵, 魚,その他	
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

資料8-1-14 緊急輸送要請機関一覧

輸送の内容	関係機関	連絡先	備考
モニタリング要員 各種資機材	一般社団法人静岡県トラック協会 中遠支部	0538-43-4166	
	日本通運株式会社 浜松支部	053-442-3351	
	陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	
	袋井警察署	0538-41-0110	
	御前崎海上保安署	0548-63-4999	
避難住民等	一般社団法人静岡県バス協会	054-255-9281	
	陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	
	袋井警察署	0538-41-0110	

資料8-1-15 原子力災害時における市の広報事項

1 原災法第10条(特定事象)通報段階

	発生事実	外部影響	行動指示	対策状況	見通予告
必須情報	本日●時●分、浜岡原子力発電所●号機で事故発生	現在のところ、環境への影響はない。			
重要情報			周辺住民は特に行動を起こす必要はない。	県原子力災害対策警戒本部の設置	状況に変化があり次第広報し、対策を指示する。
付加情報			県の広報、テレビ、ラジオなどの報道に注意	情報の収集に努め、関係機関との連絡を密にする。	
関連情報	発電所では応急事態体制で対応中			問い合わせ窓口開設、電話番号	

2 防護対策決定段階

	発生事実	外部影響	行動指示	対策状況	見通予告
必須情報	●時●分、原子力緊急事態に発展		●、▲、■地区住民は避難、○、△、□住民は屋内退避	災害対策本部に切替、防護対策とその地域の決定	環境への放射性物質の放出の可能性大
重要情報		現在は放射性物質の放出はない。	避難住民の地区毎の集合場所指定、輸送手段の確保	災害弱者、外国人、観光客への対応	
付加情報			屋内退避時の措置事項	避難支援要請窓口開設	
関連情報			落ち着いて行動、不確かな情報に惑わされないよう要請	避難所、救護所の設置	

3 防護対策解除段階

	発生事実	外部影響	行動指示	対策状況	見通予告
必須情報	●時●分、事故の沈静化成功	環境への放射性物質の放出停止			
重要情報			●時●分に防護対策解除	健康相談窓口開設	
付加情報		環境モニタリング結果、バックグラウンドレベル	県内の放射線安全確認まで待機		緊急事態解除、災害対策本部の解散
関連情報					事故調査委員会の設置

(公益財団法人原子力安全技術センター研修資料から引用)

※ 原子力災害時の広報文例は、静岡県の「原子力防災広報対策の手引き」を参照すること。